

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年（令和14年12月31日まで）

秋本運428号

令和4年5月12日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

運転免許の行政処分に関する事務処理要領の一部改正について（例規）

運転免許の行政処分に関する事務処理については、「運転免許の行政処分に関する事務処理要領の改正について（例規）」（令和3年2月5日付け秋本運第122号。以下「旧例規」という。）に基づき行ってきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴い、新たに若年運転者期間に係る運転免許の取消しの規定を整備するとともに所要の改正を行い、令和4年5月13日から、別添「運転免許の行政処分に関する事務処理要領」（以下「要領」という。）のとおり行うこととしたので、誤りのないようにされたい。また、要領における点数制度によらない行政処分に関する事務のうち、一定の病気等に係る免許の取消し又は停止に関するものについては、その特殊性に鑑み、特別に定めて別途例規通達することとする。

なお、旧例規は、5月12日をもって廃止する。

別添

運転免許の行政処分に関する事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

本要領は、運転免許（以下「免許」という。）の行政処分事務に関する基本的な事務処理要領を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (2) 「一般違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (3) 「特定違反行為」とは、施行令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (4) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (5) 「違反報告書」とは、違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書、その他の書類で違反事実等を認定するためのものをいう。
- (6) 「違反等登録」とは、別に定める警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領（以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (7) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (8) 「違反等登録票」とは、運転者管理業務実施要領の細目的事項を定めた警察庁の規定に基づく違反登録票及び事故登録票をいう。
- (9) 「処分登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (10) 「処分猶予登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (11) 「処分手配登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をいう。
- (12) 「処分短縮登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (13) 「行政処分書」とは、違反報告書、違反等登録票その他行政処分の手続に関する調査書類で次のものをいう。交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る取締り原票、交通事故行政処分原票（様式第1号）、道路交通法違反調査票（様式第2号_。）、危険性帶有事案行政処分原票（様式第3号）及び重大違反唆し等行政処分原票（様式第4号）
- (14) 「行政処分」とは、免許の拒否、保留、取消し、効力の停止、事後取消し若しくは事後停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。

- (15) 「行政指導」とは、行政手続法（平成5年法律第88号。以下同じ。）第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。
- (16) 「免許の停止等」とは、法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (17) 「違反照会」とは、運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (18) 「点数通報」とは、運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に、警察庁情報通信局情報管理課情報処理センターに設置するサーバ等から秋田県警察の運転者に関する情報を管理するためのシステム（以下「運転者管理システム」という。）に送信される施行令別表第3の1及び2の表の各欄に定める処分基準に該当する旨の通報又は回答事項をいう。
- (19) 「点数通報書」とは、点数通報を受理した交通部運転免許センター（以下「免許センター」という。）の運転者管理システムにおいて印字した資料をいう。
- (20) 「処分決定」とは、行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (21) 「処分書等」とは、処分書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4、別記様式第19の3の4の2又は別記様式第22の6の処分書をいう。）又は処分通知書（府令別記様式第13の3又は別記様式第13の4の処分通知書をいう。）をいう。
- (22) 「処分書等の交付」とは、処分書の交付又は処分通知書による通知をいう。
- (23) 「出頭通知」とは、処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分書等の交付を行うための出頭を求める通知をいう。
- (24) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (25) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (26) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書、法第104条の2の2第3項に規定する府令別記様式第19の3の2の処分移送通知書及び法第104条の2の4に規定する府令別記様式第19の3の2の2の処分移送通知書をいう。
- (27) 「処分事案の移送」とは、処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から、当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。
- (28) 「処分決定通知」とは、法第90条第11項、第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）、法第104条の2の2第7項又は第104条の2の4第7項の規定による処分決定を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該

決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定を行った旨の通知をいう。

- (29) 「処分執行依頼」とは、処分決定を行った当該者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。
- (30) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分を執行した旨の通知をいう。
- (31) 「警察署等」とは、警察署、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び交通事件（道路交通法第67条2項に定める交通事故又は交通関係法令に違反した事件。）を所管する所属をいう。
- (32) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (33) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (34) 「危険性帶有事案」とは、法第103条第1項第8号に規定する行為をいう。
- (35) 「重大違反唆し等」とは、法第90条第1項第5号に規定する行為をいう。
- (36) 「道路外致死傷」とは、法第90条第1項第6号に規定する行為をいう。

3 迅速かつ確実な行政処分

- (1) 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。
- (2) 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ的確に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

4 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

処分量定基準については、警察庁の定める基準によるものとする。

5 運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準

処分量定の特例及び軽減の基準については、警察庁の定める基準によるものとする。

6 処分書の理由欄の記載要領等

処分書の理由欄の記載要領等については、警察庁の定める記載要領等によるものとする。

第2 点数制度による行政処分に関する事務処理要領

1 違反等登録票の点検

(1) 違反行為の発見報告

ア 取締り警察官は、点数評価の対象となる違反行為を認めたときは、速やかに違反報告書を作成し、警察署長等に報告しなければならない。

イ 点数制度による行政処分は、取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行

われるものであることから、取締り警察官は、違反行為の事実の認定を適正に行うとともに違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。

ウ 取締り警察官は、作成した違反報告書に係る人身事故等が2の(3)の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

(2) 警察署長等の措置

ア 違反等登録票の作成

警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票を作成するものとする。

イ 審査責任者の指定

警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警部補以上の階級にある警察官の中から、違反等登録票に関する審査責任者を指定するものとし、指定の都度、各種責任者等指定状況報告書(様式第5号)により交通部運転免許センター長(以下「免許センター長」)に報告するものとする。

ウ 違反等登録票の点検

(ア) 審査責任者は、違反報告書の所定欄に、違反等登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

(イ) 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

(ウ) 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が2の(3)の登録除外事由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

エ 行政処分書の送付等

(ア) 行政処分書の送付

警察署長等は、審査責任者による審査が終了次第、行政処分書の種別ごとに行政処分書送付書(様式第6号)を添付し、オに定める送付期限まで、免許センター長に送付するものとする。ただし、交通事故行政処分原票を送付するときは、所要欄に処分量定上の意見を付記し、交通事故に関する情報管理システムの運用管理に関する規定に基づき行うものとする。

(イ) 関係書類の送付

行政処分書を送付するときは、事実の証明に必要な関係書類を添付するものとする。添付すべき資料は、次に掲げる資料等の一部又は全部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

a 交通違反の場合

酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定記録の写し、交通切符の場合は交通事件原票の写し、その他違反事実の証明に必要な資料

b 人身事故（意見の聴取該当事案）の場合

診断書、実況見分調書、供述調書（被疑者、被害者、参考人）の写し、捜査報告書の写し、酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し、その他違反事実の証明に必要な資料

才 行政処分書等の送付期限

(ア) 仮停止事案

仮停止事案の処理等については、別に定める。

(イ) 悪質・危険運転に係る事案

悪質・危険運転に係る事案の処理等については、別に定める。

(ウ) 人身事故に係る事案（仮停止等事案を除く。）

人身事故については、ひき逃げ及び不注意の程度の認定に時間を要する事故等特殊なものを除き、事故発生の日から7日以内に送付するものとする。

(エ) 違反行為に係る事案

交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る取締り原票並びに道路交通法違反調査票については、違反発生の日から5日以内に送付するものとする。

(オ) エの(イ)に示す関係書類は、原則として発生の日から2か月以内に送付するものとする。

カ 行政処分書の決裁等

(ア) 免許センターに対する行政処分書の送付に関することについては、警部以上の警察官が専決できるものとする。

(イ) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為及び人身事故等に係る事件簿に記載した事件のうち、行政処分書を作成しなかったものを当該事件簿に明記するものとする。

(ウ) 警察署長等は、(イ)の事件簿の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分書の作成及び送付が適正に行われるよう指導、監督し、違反発見報告のあった事案の適正な処理に配意するものとする。

(エ) 警察署長等は、行政処分書を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転免許センター長に連絡するものとする。

(3) 免許センター長の措置

ア 警察署長等から送付された行政処分書は、その受理の日又はその翌日（休日の場合はその翌日）までの間に点検、審査を行い、登録手続が終了するように努めるものとする。

イ 免許センター長は、運転免許センターに所属する警部補以上の階級にある警察官又は同相当職以上の警察行政職員の中から、行政処分書点検責任者等指定簿（様式第7号）により行政処分書点検責任者を指定し、当該者による行政処分書の点検及び審査責任者に対する違反等登録票に関する指導、教養が十分に行われるよう配意するものとする。

2 違反等登録

(1) 違反等登録審査官の指定

運転免許センター長は、免許センターに所属する警部補以上の階級にある警察官の中から、行政処分書点検責任者等指定簿により違反等登録審査官を指定するものとする。

(2) 違反等登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分書に係る交通違反又は交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるか審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「専ら」及び「専ら以外」の区分により行うものとする。

(3) 違反等登録除外

ア 違反等登録審査官は、行政処分書に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認め、若しくは告知等の基準に該当しないと認めたときは、当該事案を違反等登録から除外するものとする。

イ 違反等登録審査官は、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する登録除外事由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外するものとする。

(4) 違反等登録の迅速処理

違反等登録は、違反等登録審査官による行政処分書の審査終了後、行政処分入力資料管理簿（様式第8号）を作成して直ちに行うものとし、違反等登録審査官は、審査による違反等登録の遅延を来さないように迅速に審査を行うものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外が相当と認められる場合を除き、違反等登録をした上で、当該事案について処分が行われるまでの間に追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

(5) 違反等登録の決裁

ア 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官が専決できるものとする。

イ 違反等登録審査官は、1の(2)のエの(ア)による行政処分書の送付状況及びアによって処理した事務の取扱状況について、行政処分書送付書を添付した違反等登録日報（様式第9号）により免許センター長に報告するものとする。

ウ 違反等登録審査官は、違反等登録除外事由に該当する事案を認めたときは、行政処分書により免許センター長の決裁を受けるものとする。

(6) 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差し戻すものとする。

なお、他の公安委員会に移送した事案が、同様の理由により差し戻されたときは、違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うものとする。

(7) 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

ア 行政処分等の調査と是正措置

免許センター長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

イ 抹消登録の連絡の徹底

アの抹消登録した違反等登録に係る者の住所地が、他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとする。

なお、他の都道府県警察の行政処分担当課長から、抹消登録に係る即報を受理したときは、アの措置を講ずるものとする。

ウ 免許を受けていない者への対応

(ア) 免許センター長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(イ) 免許センター長は、(ア)において、当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（様式第10号）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するとともに、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告するものとする。

(ウ) 免許センター長は、他の都道府県警察の行政処分担当課長から抹消前の違反登録等に基づいた行政処分等が認められた旨の回答を受理したときには、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるとともに、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

(エ) 免許センター長は、抹消登録した他の都道府県警察の行政処分担当課長から(イ)の調査依頼を受け調査した結果、抹消前の違反等登録に基づいた行政処分等が認められたときは、その旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 処分量定

(1) 処分量定の方法

ア 免許の拒否、保留

(ア) 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報を受理した免許センターにおいて、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報の違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別するものとする。

(イ) 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

イ 免許の取消し、停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて、処分量定を行うものとする。

ウ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行つた違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数を計算し、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍、住所等によって当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算結果などに応じて次の措置を講ずるものとする。

(ア) 処分基準点数に該当する場合

a 国際免許証等を所持する者の住所地の公安委員会が本県であるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定すること。

b 国際免許証等を所持する者の住所地の公安委員会が他の都道府県であるときは、当該事案を当該者の住所地の公安委員会に移送すること。

(イ) 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為に係る行政処分書を保存すること。

(2) 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故事案であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該交通事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調査し、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

イ 当該交通事故が別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「専ら以外」に該当するものである場合には、同表の不注意の程度の区分の「専ら以外」の細目区分についてその程度を認定し、当該事故が「小」に該当すると認めたときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

(3) 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事案の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は特異なものについては個別に免許センター長の決裁を受けるものとする。

4 処分決定等の手続

(1) 意見の聴取該当事案

点数制度に基づく免許の取消しに該当する事案、90日以上の期間の免許の効力の停止に該当する事案及び90日以上の期間の自動車等の運転の禁止に該当する事案については、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）に定めるところにより行うものとする。この場合、公安委員会・本部長意見の聴取（聴聞）の実施伺いについて（様式第11号。以下「意見の聴取（聴聞）実施伺書」という。）により事前に免許センター長の決裁を受けてから意見の聴取を行い、免許の取消し及び90日以上の期間の自動車等の運転の禁止に該当する事案については秋田県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に、90日以上の期間の免許の効力の停止に該当する事案については警察本部長に、それぞれ公安委員会・本部長意見の聴取（聴聞）による行政処分の決定伺いについて（様式第12号。以下「意見の聴取（聴聞）処分決定伺書」という。）により報告し、処分の決定を行うものとする。

(2) 意見の聴取を行う必要のない事案

ア 免許の拒否及び事後取消し

免許の拒否及び事後取消しに該当する事案については、運転免許の拒否・事後取消報告書（様式第13号）に点数通報書に記載された違反行為等に係る行政処分書を添え、処分意見を付して県公安委員会に報告し、処分を決定するものとする。

イ 免許の保留及び事後停止

免許の保留及び事後停止に該当する事案については、運転免許の保留・事後停止報告書（様式第14号）に点数通報書に記載された違反行為等に係る行政処分書を添え、処分意見を付して免許センター長の決裁を受け、処分を決定するものとする。

ウ 免許の効力の停止

90日未満の期間の免許の効力の停止に該当する事案については、行政処分者台帳（様式第15号）により免許センター長の決裁を受け、処分を決定するものとする。

エ 自動車等の運転の禁止

90日未満の期間の自動車等の運転の禁止に該当する事案については、自動車等の運転禁止報告書（様式第16号）により県公安委員会に報告し、処分を決定するものとする。

(3) 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書（様式第17号）を送付して行うものとする。

5 処分の執行など

(1) 処分の執行及び報告

処分の執行は、処分書等を交付して、次により行うものとする。

なお、処分を執行したときにおいて、警察署にあっては、行政処分執行報告書（様式第18号）により免許センターに報告し、免許センターにあっては、行政処分者台帳に処分結果を記載するものとする。

ア 意見の聴取に該当する事案は、意見の聴取の実施場所において執行する。

イ 意見の聴取に該当する事案以外は、停止処分者講習の実施場所において執行する。

ウ ア及びイに出席しない者及び違反者講習を受けず、停止処分に該当した者については、警察署において執行する。

(2) 処分書等交付の際の留意事項

ア 処分書等を交付する際には、処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

イ 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対しては、無免許運転の防止について、必ず指導して交付するものとし、意見の聴取に該当する事案で意見の聴取を欠席した者については、意見の聴取通知書の受領の有無、欠席の理由などを聞いた上で交付するものとする。また、当該者の運転免許証を返納（提出）させること。

ウ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。

エ イの口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次の措置を講ずるものとする。

（ア） 申立てが、過去に違反行為がない旨又は発生年月日及び違反名の誤りに関するものである場合は、当該告知を受けた者において具体的な内容の陳述があり、かつ、その内容に真実性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合せ、行政処分書により事実を再調査した後、処分書等を交付するものとする。

（イ） 申立てが当該違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合は、当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合せ、改めて事案内容を審査するものとする。

(3) 処分執行通知

県公安委員会が行った処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に対する処分執行通知は、処分執行通知書（様式第19号。以下同じ。）を送付して行うものとする。

なお、8の(3)の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から8の(4)のイに定める執行依頼処分通知書（様式第20号）の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

(4) 行政処分執行免許証の保管等

ア 保管管理責任者等の指定

警察署長は、行政処分に関する免許証の保管の適正を図るため、警察署に保管管理責任者、取扱責任者及び取扱担当者を置き、指定の都度、各種責任者等指定状況報告書により免許センター長に報告するものとする。

なお、保管管理責任者には交通課長、取扱責任者には交通指導係長又は他の交通係長、取扱担当者には行政処分事務を担当する者を充てるものとする。

イ 保管管理責任者等の責務

(ア) 保管管理責任者

保管管理責任者は、取扱責任者及び取扱担当者に対して免許証の適正な保管管理に関し、必要な指示及び指導を行うものとする。

(イ) 取扱責任者

取扱責任者は、取扱担当者とともに適正な保管管理に努め、適時、保管管理状況について保管管理責任者に報告するものとする。

(ウ) 取扱担当者

取扱担当者は、毎日保管状況について点検を行い、適正な保管管理に努めるものとする。

ウ 保管管理の要領

行政処分に関する免許証の受領及び返還については、行政処分関係の免許証出入簿（様式第21号。以下「免許証出入簿」という。）により、その経過を明らかにして管理するものとする。

エ 免許証出入簿の決裁

免許証出入簿の決裁は、保管管理責任者が専決できるものとする。

6 処分登録など

(1) 処分登録

処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

(2) 処分猶予登録等

ア 処分猶予登録は、免許センター長の決裁を受けた後に行うものとする。

イ 処分猶予登録を適正に行うため、当該処分猶予登録に係る行政処分書には、その欄外に「処分猶予」と朱書きし、免許センター長の決裁を受けるものとする。

ウ 処分を猶予したときは、処分を猶予した運転者に対し、処分基準該当点数並びに処分を猶予した理由及び違反について通知するほか、処分基準に該当した違反の発生の日から1年以内に再び違反行為をしたときは、処分を猶予された違反が累積されて、場合によっては重い処分を受けることがある旨を説明して、誓約書（様式第22号）を徴し、将来における行政処分について紛議が生じないようにしておくものとする。

(3) 処分手配登録

処分手配登録は、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

ア 行政処分に係る者が所在不明又は出頭に応じない場合

イ 他の公安委員会に処分執行を依頼する場合

ウ その他処分手配登録を必要と認めた場合

(4) 処分短縮登録

- ア 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。
- イ 40日未満の免許の効力の停止などを受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。
- ウ 他の公安委員会で処分を受けた後に本県に住所を変更した者から処分者講習の申出があったときにおける当該処分短縮登録は、次により行うものとする。
 - (ア) 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求め処分の事実を確認する。
 - (イ) 住所変更について、免許証記載事項変更の手続を行わせる。
 - (ウ) 処分を行った都道府県警察に連絡し、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認する。
 - (エ) 処分の短縮を決定したときは、(ウ)によって作成した処分短縮登録票によつて処分短縮登録をする。

(5) 登録の管理

登録に当たっては、行政処分入力資料管理簿を作成し、登録の種別及び件数を管理するものとする。

7 処分を免れている者に対する執行の確保

行政処分手配該当者を発見したときの手続等については、別に定める。

8 処分の移送など

(1) 処分移送通知書に関する事務

ア 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）に係る処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

(ア) 交通違反の場合

- a 点数通報書及び行政処分書
- b 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- c その他違反事実の証明に必要な資料

(イ) 交通事故の場合

- a 点数通報書及び行政処分書
- b 実況見分調書の写し
- c 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し
- d 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- e その他違反事実の証明に必要な資料

イ 処分移送通知書に添付する関係書類は、事前にその内容を審査し、所要の整備をしたものと送付するものとする。

(2) 処分事案の移送

- ア 処分事案の移送は、行政処分関係書類送付書（様式第23号）により行うものとする。
- イ (1)のア及びイは、処分事案の移送について準用するものとし、関係書類の送付期限は、1の(2)のオの(オ)に定めるとおりとする。

ウ 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長等において送付するものとする。

(3) 処分執行依頼

ア 処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書（様式第24号）に行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る処分（短縮）登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うものとする。

イ 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、処分決定通知・処分執行依頼書（様式第25号）により行うものとする。

(4) 処分執行依頼を受けた場合の措置

ア 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、5の(2)に準じて行うものとする。

イ 処分執行依頼を受けた行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された運転免許証とともに、執行依頼処分通知書に当該処分書等の写しを添付して、処分執行依頼をした当該都道府県警察に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、本県において運転免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「運転免許証は、当県において返還」と記載し、当該運転免許証の送付は要しないものとする。

第3 点数制度によらない行政処分に関する事務処理要領

1 一定の病気等に係る免許の取消し又は停止

高齢化が進む当県においては、年々高齢運転者が増加しているほか、今後、認知症をはじめとする一定の病気等による行政処分事案の増加が見込まれることに鑑み、同処分に係る臨時適性検査及び診断書提出命令の事務処理要領については、別途、例規通達する。

2 再試験に係る免許の取消し

(1) 処分決定等

ア 意見の聴取等

(ア) 法第104条の2の2の規定により免許を取り消そうとする場合は、意見の聴取を行うことを要する。

当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、公安委員会がこれを行うこととなる。

(イ) 意見の聴取の通知は、別記様式第27の意見の聴取通知書により行うこととする。

(ウ) 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。

a 施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しないことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第3の区分1の記載例によるものとする。

b 令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当したことにより再試験の通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第3の区分2の記載例によるものとする。

(エ) 意見の聴取手続の開始時期については、再試験通知書（府令別記様式第17の2の2）を直接交付した場合には、交付した日の翌日から1月、配達証明郵便により送付した場合には、「郵便物配達証明書」の配達月日の翌日から1月をそれぞれ経過した時点とする。

イ 処分決定の決裁

免許の取消処分に係る公安委員会の事務は、法第114条の2において、警察本部長には委任されていないことから、公安委員会の決裁を受けて処分決定を行うこと。

ウ 処分決定通知

免許の取消処分の決定を行った時における再試験に係る者の住所地が、公安委員会以外の他の公安委員会の管轄区域にある場合には、公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、当該決定を行ったことを別記様式第28の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

(2) 処分の移送等

ア 公安委員会が法第104条の2の2第3項の規定により、処分移送通知書（府令別記様式第19の3の2）を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。

イ 処分移送通知書には、当該処分に係る初心運転者講習通知書（府令別記様式第22の11）あるいは再試験通知書の送付に係る郵便物配達証明書等その他通知した事実の証明に必要な資料を添付する。

ウ 再試験不受験による処分移送通知書の「理由」欄の記載は、別表第3の記載例、「備考」欄の記載は別表第5の記載例による。

エ 処分の移送は、別記様式第35の行政処分関係書類送付書により、関係書類を送付するものとする。

(3) 処分の執行

ア 運転免許取消処分書の交付の方法等

(ア) 運転免許取消処分書（府令別記様式第19の3の4。以下「取消処分書」という。）の「理由」欄の記載要領については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。

a 施行令第36条（再試験の基準）又は、施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、その再試験の結果、合格基準に達しなかったと認めるときは、別表第4の区分1の記載例によるものとする。

b 施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかつたことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第4の区分2の記載例によるものとする。

c 施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当したことにより再試験の通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第4の区分3の記載例によるものとする。

- (イ) 取消処分書を交付する際には、取消処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。
- (ウ) 取消処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、当該者に対して、無免許運転の防止について指導するとともに、当該処分に係る運転免許証を返納させること。
- (エ) 取消処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続きを書面（以下「不服申立てに関する書面」という。）で教示すること。

イ 併記免許保有者の取扱い

- (ア) 併記免許を有する者については、取消しに係る免許以外の現に取得している免許の種類（以下「残免許」という。）を記載した新たな運転免許証を作成し、交付すること。この場合の運転免許証の有効期限は、返納に係る運転免許証と同一の期限とし、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。
- (イ) 残免許の運転免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由によりこれが不可能な場合には、返納に係る運転免許証に穴を開ける等、外観上明白な措置を施した上、備考欄に

再試験手続中
年 月 日まで有効
年 月 日秋田公委

と記載して押印し、当該運転免許証と引換え又は郵送により残免許の運転免許証を交付すること。

(4) 処分執行の通知

ア 公安委員会において、処分決定通知に係る者に対して取消処分書を交付した場合は、公安委員会から、当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、処分執行したことを別記様式第30の処分執行通知書を送付して通知するものとする。

イ 処分決定を行った公安委員会が、処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

(5) 処分執行依頼

処分執行依頼は、再試験に係る者（併記免許を有する者を除く。）の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、取消処分書の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼して行うこと。

ア 処分執行依頼の通知

(ア) 処分執行依頼は、別記様式第24の処分執行依頼書に、再試験に係る者に交付する取消処分書、不服申立てに関する書面及び当該処分に係る別記様式第31に定める再試験に係る行政処分処理票並びに警察情報管理システムによる運転者管理業

務実施細則（令和4年3月29日付け警察庁丁運発第93号、丁情管発第513号。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める違反外処分・短縮・手配登録票(資料区分、処分登録公安委員会コード(警察署コード)、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。)の写しを添付して行うこと。

(イ) 再試験に係る者に交付する取消処分書の余白欄に取扱事項を記載している場合にあっては、当該事項を抹消すること。

(ウ) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記様式第28の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、別記様式第24の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

イ 処分執行依頼を受けた免許センター長の措置

再試験に係る者に対し取消処分書を交付するときは、当該処分書の交付者において、処分書の通知(交付)年月日を記載して行うこと。

処分執行依頼を受け、再試験に係る者に取消処分書を交付したときは、返納された運転免許証とともに、別記様式第32の執行通知書に取消処分書の写しを添付して、処分執行依頼をした都道府県公安委員会に送付するものとする。

(6) 登録

再試験に係る者に取消処分書を交付したときは、運転者管理業務実施細則に定める必要な処分登録を行うものとする。

(7) 行政処分処理票の作成

免許センター長は、再試験に係る行政処分処理票を作成し、その処理経過を明らかにして置くものとする。

3 危険性帶有事案、重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る免許の取消し又は停止

(1) 行政処分書等の送付

警察署長等は、危険性帶有事案、重大違反唆し等及び道路外致死傷を認知した場合は、危険性帶有事案行政処分原票又は重大違反唆し等行政処分原票に行政処分書送付書を添付して、事案発生の日から7日以内に運転免許センター長に送付するものとする。

なお、事実の証明に必要な関係書類の送付期限は、第2の1の(2)のオの(オ)を準用するものとする。

(2) 処分の量定

免許センター長は、当該事案の内容を審査し、処分の量定を行うものとする。

(3) 弁明の機会の付与

危険性帶有事案、重大違反唆し等及び道路外致死傷によって90日未満の期間の免許の効力の停止を行おうとするときは、弁明通知書(様式第26号)により通知し、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明の機会を与えるものとする。

(4) 処分の決定の手続

ア 聴聞該当事案

法第104条の2に規定する聴聞の特例に基づく免許の取消しに該当する事案、90日以上の期間の免許の効力の停止に該当する事案及び90日以上の期間の自動車等の運転の禁止に該当する事案については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところにより行うものとする。この場合、意見の聴取（聴聞）実施伺書により事前に運転免許センター長の決裁を受けてから聴聞を行い、免許の取消し及び90日以上の期間の自動車等の運転の禁止に該当する事案については県公安委員会に、90日以上の期間の免許の効力の停止に該当する事案については警察本部長に、それぞれ意見の聴取（聴聞）処分決定伺書により報告し、処分の決定を行うものとする。

イ 聴聞を行う必要のない事案

90日未満の期間の免許の効力の停止に該当する事案については、運転免許センター長が処分を決定するものとする。

なお、90日未満の期間の自動車等の運転の禁止に該当する事案については、自動車等の運転禁止報告書により県公安委員会に報告し、処分の決定を行うものとする。

(5) 点数制度による行政処分に関する事務処理要領の準用

処分の執行、処分登録及びその他事務処理については、第2の規定を準用するものとする。

4 若年運転者期間に係る免許の取消し

(1) 処分決定等

ア 意見の聴取等

(ア) 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合は、意見の聴取を行うことを要する。

当該意見の聴取は免許の取消しに係るものであることから、公安委員会がこれを行うこととなる。

(イ) 意見の聴取の通知は、別記様式第33の意見の聴取通知書により行うこととする。

(ウ) 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により次の要領によるものとする。

a 施行令第37条の10（若年運転者講習の受講の基準）に該当し、若年運転者講習の通知を受けたものが、法第102条の3の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、別表第6の区分1の記載例によるものとする。

b 若年運転者講習を受講した者が、当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為をし、当該行為が施行令第39条の2の2（若年運転者講習終了者に係る免許の取消しの基準）に該当したときは、別表第6の区分2の記載例によるものとする。

(エ) 意見の聴取手続の開始時期については、法第108条の3の3の規定による若

年運転者講習の通知に係る通知書（府令別記様式第22の11の2の2）を直接交付した場合には、交付した日の翌日から起算して1月を経過した時点とし、同通知書を配達証明郵便により送付した場合には、「郵便物配達証明書」の配達月日の翌日から起算して1月を経過した時点とする。

イ 処分決定の決裁

免許の取消処分に係る公安委員会の事務は、法第114条の2において、警察本部長には委任されていないことから、公安委員会の決裁を受けて処分決定を行うこと。

ウ 処分決定通知

免許の取消処分の決定を行った時における若年取消該当者の住所地が、公安委員会以外の他の公安委員会の管轄区域にある場合には、公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、当該決定を行ったことを別記様式第34の処分決定通知書を送付して通知するものとする。

(2) 処分の移送等

ア 公安委員会が法第104条の2の4第3項の規定により処分移送通知書（府令別記様式第19の3の2の2）を送付するときは、原則として書留郵便により行うものとする。

イ 処分移送通知書には、当該処分に係る若年運転者講習の通知書（府令別記様式第22の11の2の2）の送付に係る郵便物配達証明書等その他通知した事実に必要な資料を添付する。

ウ 若年運転者期間に係る処分移送通知書の「理由」欄の記載は、別表第6の記載例、同通知書の「備考」欄の記載は別表第7の記載例による。

エ 処分の移送は、別記様式第35の行政処分関係書類送付書により、関係書類を送付するものとする。

(3) 処分の執行

ア 運転免許取消処分書の交付の方法等

(ア) 運転免許取消処分書（府令別記様式第19の3の4の2。以下「取消処分書」という。）の「理由」欄の記載については、別表第8の記載例によるものとする。ただし、法第104条の2の4第1項を理由とするものについては、若年運転者講習受講年月日、違反行為等の発生年月日、違反行為等の種別及び点数欄は削除することができるものとする。

(イ) 取消処分書を交付する際には、取消処分書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

(ウ) 取消処分書の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、当該者に対して、無免許運転の防止について指導するとともに、当該処分に係る運転免許証を返納させること。

(エ) 取消処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申し立てに関する手続きを書面（以下「不服申し立てに関する書面」という。）で教示すること。

イ 併記免許保有者の取扱い

- (ア) 併記免許を有する者については、取消しに係る免許以外の現に取得している免許の種類（以下「残免許」という。）を記載した新たな運転免許証を作成し、交付すること。この場合の運転免許証の有効期限は、返納に係る運転免許証と同一の期限とし、運転免許証交付手数料は徴収しないものとする。
- (イ) 残免許の運転免許証については、即日交付を原則とするが、何らかの理由により即日交付を行うことができない場合は、返納に係る運転免許証に穴を開けるなど、外観上明白な措置を施した上、備考欄に

若年取消手続中		
年	月	日まで有効
年	月	日秋田県公委

と記載して押印し、当該運転免許証と引換え又は郵送により残免許の運転免許証を交付すること。

(4) 処分執行の通知

ア 処分決定通知に係る者に対して取消処分書を交付した場合は、処分決定を行った公安委員会から、当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、処分を執行したことを別記様式第36の処分執行通知書を送付して通知するものとする。

イ 処分決定を行った公安委員会が、処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

(5) 処分執行依頼

処分執行依頼とは、若年取消該当者の住所地又は居所が他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、取消処分書の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。

ア 処分執行依頼の通知

- (ア) 処分執行依頼は、別記様式第24の処分執行依頼書に、若年取消該当者に交付する取消処分書、不服申立てに関する書面及び当該処分に係る別記様式第37に定める若年運転者期間に係る行政処分処理票並びに運転者管理業務実施細則に定める違反外処分・短縮・手配登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。）の写しを添付して行うこと。

- (イ) 若年取消該当者の交付する取消処分書の余白欄に取扱事項を記載している場合にあっては、当該事項を抹消すること。

- (ウ) 処分決定通知と共に処分執行依頼を行う場合は、別記様式第34の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」に変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、別記様式第24の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

イ 処分執行依頼を受けた都道府県警察の措置

若年取消該当者に対し取消し処分書を交付するときは、当該処分書の交付者において、当該処分書の通知（交付）年月日を記載して行うものとする。

処分執行依頼を受け、若年取消該当者に取消処分書を交付したときは、別記様式第32の執行通知書に当該処分書の写しを添付して、返納された運転免許証と共に処分執行依頼をした都道府県警察に送付するものとする。

(6) 登録

若年取消該当者に取消処分書を交付したときは、運転者管理業務実施細則に定める必要な処分登録を行うものとする。

(7) 行政処分処理票の作成

運転免許センター長は、若年運転者期間に係る行政処分処理票を作成し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

第4 行政処分書等関係書類の保存

1 行政処分を執行した事案の関係書類

処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存するものとする。

(1) 一般違反行為を理由として処分執行した事案

8年

(2) 特定違反行為を理由として処分執行した事案

13年

2 処分を決定したが、処分書等未交付の事案で処分手配登録をした事案の関係書類
処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存するものとする。

なお、当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、1により保存するものとする。

(1) 一般違反行為を理由として処分を決定した事案

10年3か月

(2) 特定違反行為を理由として処分を決定した事案

15年3か月

3 処分猶予とした事案の関係書類

処分の猶予の年月日順に整理し、5年間保存するものとする。

4 その他の事案の関係書類

次の区分により整理・保存するものとする。

(1) 交通違反

警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存するものとする。

(2) 交通事故

警察署等の別に当該事故の事件番号順に整理し、13年間保存するものとする。

別表第1

交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準	
区分内容	区分略号		
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	専ら	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき事由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。	
上欄に規定する場合以外の場合	専ら以外	大	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及び他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
		小	大以外の場合

備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」及び「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第2

交通事故に関する登録除外事由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的な事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的な事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

交通事故行政処分原票

警察署・隊

資料区分 8 1	元号 □	生年月日 □□□□□□	性別 □	氏名 □□□□□	名 □□□□□	
免許証番号 □□□□□□□□□□	送致警察署等 □ 2 3 □□□	事件番号 □ 9 □□□				
発生年月日時 □□□□□□□□	本籍国籍 □□□□□	住所 □□□□□	路線 □□□□□			
免許車両違反名 □□□□□□□□	反名 □□□□□□□□	被害種別 □	被害程度 □	不注意の程度 □		
違反名						
被害状況 死者名・傷者名	負傷者の最大治療期間			日間		
違反者	ふりがな 氏名			年月日生(歳)		
	本籍				外国人	年月日
	住所	電話 — —			在留カード	No.
	免許住所					
	職業		勤務先	電話		— —
運転免許	免許証番号				免許種別	
	交付	年月日				
違反日時	年月日時 分ころ			事故時の天候		
違反場所	秋田県				路線名	
处分事由	不注意の様					
	当事者の速度	違反車両の速度 km/h	被害車両の速度 km/h	の速度 km/h		
	被害者	氏名 傷病名	(歳)		事故時の状態	程度
由	□ 被害者一覧表記載のとおり					
	被害者状況					
	車両の損害等	違反者 運転車両	用途 損傷部位	車種	番号	号
	運転車両	被害者	用途 損傷部位	車種	番号	号
道路状況	違反者	□交差点 □単路 □舗装 □非舗装 □幅員(m) □歩道()				
	被害者	□平坦 □坂道() □直線 □カーブ() □路面状態()				
交通規制	違反者	□最高速度(キロ) □信号機(□定期周期□点滅(□赤色□黄色) □押ボタン) □一時停止 □優先道路 □はみ禁 □一方通行 □駐車禁止 □通行禁止 □横断歩道 □自転車横断帯 □歩行者横断禁止 □				
	被害者	□最高速度(キロ) □一時停止 □優先道路 □歩行者横断禁止 □自転車歩道通行可 □				
	不注意の程度	違反者	被害者	署隊意見		
情状						
関連事件	氏名				事件番号	□□□□□
担当者	官職	氏名			警電	—

被　害　者　一　覧　表

事件番号

	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		
	氏　名		年齢		性別		事故時 の状態	
	傷　病　名			程度				
	車両用途		車種			番号		
	損傷部位					程度		

様式第2号

道路交通事故違反調查票

違反者名		年月日生(歳)												職業													
違反 氏 ふりがな	生年月日		年月日生(歳)												職業												
	本籍																										
	住所																										
	免許証		第 年月日												公安委員会交付												
	保育又勤務先		住所 氏名												職業		続柄										
運転車両	車種別	乗用										貨物								二輪		特殊					
		大型バス	マイクロバス	大型乗用車	中型乗用車	中型乗用車	準中乗用車	準中乗用車	普通乗用車	普通乗用車	軽四輪	ミニカ	大型貨物	中型貨物	中型貨物	準中貨物	普通貨物	三輪	軽四輪	三貨物	軽三輪	自二輪	普自二輪	軽二輪	原付二種	原付一種	大特
コ ー ド	自 営	01	06	10	08	09	44	45	03	04	05	12	46	47	48	49	13	14	15	16	26	27	22	23	24	31	32
少	違反日時	年月日午前後												時		分ころ											
男・女	違反場所	秋田県												付近道路													
免許種別	一種	11 大型	18 準中型	19 中型	12 普通	13 大型	21 大自二	22 普通	15 小型	16 原付	17 け引	一一 種	31 大型	38 中型	32 普通	33 大型	34 け引	仮免	01 大型	08 中型	09 準中型	02 普通					
路線名	□高速道路 (上・下)				国道(号)				主要地方道				県道		市町村道		私道		その他								
違反行為	<input type="checkbox"/> 酒酔い <input type="checkbox"/> 共同危険行為等 <input type="checkbox"/> 無車検 <input type="checkbox"/> 指定場所不停止等 <input type="checkbox"/> 追越し禁止場所 <input type="checkbox"/> 横断歩行者等妨害等 <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 麻薬、覚醒剤等 <input type="checkbox"/> 無免許 <input type="checkbox"/> 仮免許違反 <input type="checkbox"/> 通行区分 <input type="checkbox"/> 交差点優先妨害 <input type="checkbox"/> 徐行場所 <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> シンナー等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(mg/1) <input type="checkbox"/> 信号(□赤色等 □点滅) <input type="checkbox"/> 追越し方法等 <input type="checkbox"/> 交差点安全進行 <input type="checkbox"/> 安全運転義務 <input type="checkbox"/>																		
情状																			不注意の程度	□軽い □重い							
被害者	住所																			被	名称						
	氏名	(歳) 職業																		害	額 万円						

汚損注意・折曲禁止・穴あけ禁止	区分	6	1	② 生年月日	元号	年	月	日	③ 性別	男1	女2	印刷西暦
	⑤ 免番								⑥ 事件番号	発生地	2	3
	送署等					番号			⑦ 発生年月			
		日		時								
	⑩ 路線					⑧ 本国			⑨ 住所			
						⑪ 免許			⑫ 車両			
	⑬ 違反											
	⑭ 市町村					⑮ 曜日			⑯ 学校			

汚損注意・折曲禁止・穴あけ禁止

④ 氏名

送付番号

危険性帶有事案行政処分原票

警察署・隊

違 反 者	ふりがな			生年 月日	年 月 日生(嵩)				性別 男 女	
	氏名									
	本籍					外国人	年 月 日			
	住所	電話 — —				在留カード	No.			
	免許住所									
	職業			勤務先				電話	— —	
	運転免許	免許証番号	□	□	□	□	□	□	□	免許種別
	交付	年 月 日			公安委員会					
処 分 事 由	違反日時	年 月 日 午前・午後 時 分ころ								
	違反場所	秋田県								
	下命	<input type="checkbox"/> 酒気帯び運転(0.25以上) <input type="checkbox"/> 過労運転等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)無免許運転 <input type="checkbox"/> 無免許運転 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(50以上)等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(30(高速40)以上50未満)等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(25以上30(高速40)未満)等 <input type="checkbox"/> 酒酔い運転 <input type="checkbox"/> 麻薬等運転 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満) <input type="checkbox"/> 大型自動車等無資格運転 <input type="checkbox"/> 速度超過(50以上)				<input type="checkbox"/> 速度超過(30(高速40)以上50未満) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(大型10割以上) <input type="checkbox"/> 速度超過(25以上30(高速40)未満) <input type="checkbox"/> 放置駐車違反(駐停車禁止場所等) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(大型等5割以上10割未満) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(普通等10割以上) <input type="checkbox"/> 速度超過(20以上25未満) <input type="checkbox"/> 放置駐車違反(駐車禁止場所等) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(大型等5割未満) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(普通等5割以上10割未満) <input type="checkbox"/> 速度超過(20未満) <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(普通等5割未満)				
	容認									
		<input type="checkbox"/> 自動車の使用者、整備責任者が整備不良(制動装置等、尾灯等)の違反行為をさせたとき <input type="checkbox"/> 交通事故の場合における当該車両の運転者以外の乗務員の措置義務違反 <input type="checkbox"/> 道路以外の場所における建造物損壊事故 <input type="checkbox"/> 免許証の偽造・変造又はこれらの行為に関与したとき <input type="checkbox"/> 不正の手段で免許を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したとき <input type="checkbox"/> 自動車等の運転を利用して交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したとき <input type="checkbox"/> 覚せい剤 <input type="checkbox"/> その他								
	事案の概要									
	運転車両	用途	<input type="checkbox"/> 自家用	<input type="checkbox"/> 営業用	車種			番号	号	
情状										
本犯	氏名			違反年月日	年 月 日	事件番号				
担当者	官職			氏名		警電	—	送付番号		

重大違反唆し等行政処分原票

警察署・隊

資料区分	元号	生年月日	性別	氏名					
91 90	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	1 男 <input type="checkbox"/> 2 女 <input type="checkbox"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
免許証番号	送致警察署等			事件番号					
<input type="text"/>	2 3 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			9 9 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
発生年月日時	本籍・国籍			住所	事案名				
<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
違反者	ふりがな				生年月日	年月日生(歳)	性別		
	氏名						男 女		
	本籍				外国人	年月日			
	住所	電話 — —			在留カード	No.			
	免許住所								
	職業			勤務先	電話		— —		
	運転免許	免許証番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	免許種別			
交付	年月日			公安委員会					
違反日時	年月日午前・午後			時分	分ころ				
違反場所	秋田県								
処分事由	<input type="checkbox"/> 道路外致死(故意) <input type="checkbox"/> 道路外致傷(故意) (□ 治療期間3月以上又は後遺障害) (□ 治療期間30日以上・未満) <input type="checkbox"/> 道道路外致死(危険運転) <input type="checkbox"/> 道道路外致傷(危険運転) (□ 治療期間3月以上又は後遺障害) (□ 治療期間30日以上・未満) <input type="checkbox"/> 酒酔い運転唆し等 <input type="checkbox"/> 麻薬等運転唆し等 <input type="checkbox"/> 救護義務違反唆し等 <input type="checkbox"/> 共同危険行為等禁止違反唆し等 <input type="checkbox"/> 道道路外致死傷(死亡・専ら不注意) <input type="checkbox"/> 無免許運転唆し等 <input type="checkbox"/> 大型自動車等無資格運転唆し等 <input type="checkbox"/> 仮免許運転違反唆し等 <input type="checkbox"/> 速度超過(50以上)唆し等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転(0.25以上)唆し等				<input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)無免許運転唆し等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(50以上)等唆し等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(30(高速40)以上50未満)等唆し等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(25以上30(高速40)未満)等唆し等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等唆し等 <input type="checkbox"/> 酒気帯び運転(0.25未満)唆し等 <input type="checkbox"/> 速度超過(30(高速40)以上50未満)唆し等 <input type="checkbox"/> 積載物重量制限超過(大型等10割以上)唆し等 <input type="checkbox"/> 過労運転等唆し等 <input type="checkbox"/> 無車検運行唆し等 <input type="checkbox"/> 無保険運行唆し等 <input type="checkbox"/> 道道路外致死傷(その他)				
	※ 死者名、傷者名、(最大治療日間)								
	事案の概要								
	運転車両	用途	<input type="checkbox"/> 自家用	<input type="checkbox"/> 営業用	車種	番号	号		
	情状								
	本犯	氏名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	違反年月日	年月日	事件番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	担当者	官職	<input type="text"/>	<input type="text"/>	氏名	<input type="text"/>	警電	送付番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

様式第5号

分類コード	D-4-5-1-04
保存期間	1年(年12月31日まで)

第 号
年 月 日

運転免許センター長 殿

警察署（隊）長

各種責任者等指定状況報告書

1 行政処分審査責任者

指定年月日	職名	階級	氏名
年 月 日			

2 行政処分執行免許証の保管関係

(1) 保管管理責任者

指定年月日	職名	階級	氏名
年 月 日			

(2) 取扱責任者

指定年月日	職名	階級	氏名
年 月 日			

(3) 取扱担当者

指定年月日	職名	階級	氏名
年 月 日			

様式第6号

年　月　日

行政処分書送付書

送付	警察署長 隊長 課長
受理	運転免許センター長

1 交通切符(A) 交通切符(B) 反則切符 点数切符

送付番号	氏名	送付番号	氏名
		から	まで

計 _____ 件

2 道路交通法違反調査票

事件番号	氏名

計 _____ 件

3 危険性帶有事案行政処分原票

事件番号	氏名

計 _____ 件

4 重大違反唆し等行政処分原票

事件番号	氏名
9 9	
9 9	
9 9	

計 _____ 件

※ 1 本送付書は行政処分書の種別ごとに作成し、1枚目は所属保管とし、
2枚目及び3枚目は行政処分書とともに運転免許センターに送付すること。

2 運転免許センターは、行政処分書を受理後、3枚目を送付所属に返送すること。

様式第7号

分類コード	D-4-5-1-04
保存期間	1年(年12月31日まで)

行政処分書点検責任者等指定簿

1 行政処分書点検責任者

指定年月日	職名	階級	氏名	解除年月日

2 違反等登録審査官

指定年月日	職名	階級	氏名	解除年月日

様式第8号

分類コード	D-4-5-1-06
保存期間	5年(年12月31日まで)

行政処分入力資料管理簿					
				管理番号	
受理事月日	/	登録日時	/ :	担当者	
登録の種別	登録件数	行政処分書の内訳			
行政 処 分 書	交通切符	件	所 属	件 数	送付番号
			鹿 角		~
	反則切符	件	大 館		~
			北 秋 田		~
	点数切符	件	能 代		~
			五 城 目		~
	交通事故 行政処分原票	件	男 鹿		~
			秋田臨港		~
	道路交通法 違反調査票	件	秋田中央		~
			秋 田 東		~
処 分 登 録	重大違反唆し等 行政処分原票	件	由利本荘		~
			大 仙		~
	捜査・処罰手配	件	仙 北		~
			横 手		~
	不適格抹消	件	湯 沢		~
			交 機 ①		~
	D 2	件	交 機 ②		~
			交 機 ③		~
	D 6	件	高速・本		~
			高速・十		~
	E 2	件	高速・二		~
			高速・横		~
	そ の 他	件	機 警		~
			交 指		~
合 計		件		~	

様式第9号

分類コード	D-4-5-1-07
保存期間	5年(年12月31日まで)

違反等登録日報

年 月 日

運転免許センター長 殿

違反等登録審査官 印

受理件数等			処理件数				未処理件数			
前日未処理			件	登録 件数	(A)		件			
当 日 受 理	交 通 切 符				(B)					
	反 則 切 符									
	点 数 切 符									
	交通事故行政処分原票									
	道路交通法違反調査票									
	危険性帶有事案行政処分原票									
	重大違反及び等行政処分原票									
処 分 登 録					登録除外等					
内 容 訂 正					再調査下命					

《処理件数の内訳》

審査事項	資料区分	登録件数(A)		登録除外等					再調査 下命
		点検合格	内容訂正	事実誤認	除外事由	競合	返送	危険性帶有	
違反登録	61(60)								
事故登録	81(80)								
事案登録	91(90)								
計		件		件					件

処分登録	資料区分	登録の種別			登録件数(B)
		01	不適格事由抹消登録(手配解除登録)		
	71・72	捜査・処罰手配登録			
	D2	違反・事故処分執行登録			
	D6	違反・事故処分執行+短縮登録			
	E2	違反・事故処分執行(意見の聴取)登録			
	—	その他			

証明事実照会(自動車安全運転センター)	件
---------------------	---

様式第10号

秋 本 運 第 号
年 月 日

各都道府県警察本部
行政処分担当課長 殿

秋田県警察本部交通部
運転免許センター長

抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書

下記の者は、運転免許を受けておらず、かつ、所在不明等であるが、同人に係る違反等登録を抹消登録したことから、当該違反等登録から抹消登録までの間の同人による運転免許申請や受験相談の機会において、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分又は行政指導を貴都道府県警察で行った事実の有無について調査していただき、当該事実が認められたときは、下記担当者宛てに電話で回答願います。

記

氏名 (ふりがな)	()		
統一氏名			
生年月日	年	月	日生 (歳)
性別 (※)	男	・	女
住所			
抹消種別 (※)	訂正抹消	・	完全抹消
違反等登録日 (事案名)	年	月	日 ()
抹消登録日 (事案名)	年	月	日 ()
その他調査をする上で必要と認められる事項			

※ 選択項目については、該当する項目に○を付すこと。

担当者：係名
氏名
警察電話

様式第12号

年 月 日

秋田県公安委員会 殿
秋田県警察本部長

交 通 聽 聞 官

公安委員会・本部長意見の聴取（聴聞）による行政処分の決定伺いについて
みだしのことについて、下記のとおり行政処分を決定してよろしいか伺います。

記

実施日時	年 月 日 () 午前・後 時 分から午前・後 時 分
実施場所	
主宰者	
立会警察官	

被意見の聴取（聴聞）者 名	処分決定者 名			未決定者 名		
	出席 名	放棄 名	延期 名	移送 名	その他 名	
処分別 処分理由	取消し 名	停 止 名	処分なし 名	その他の内訳 名	所在不明 名	失効 名
交通違反	(違反名・事案名等)					
交通事故						
備考						

様式第13号

拒否・事後取消第 号
年 月 日

秋田県公安委員会 殿

運転免許センター長

運転免許の拒否・事後取消報告書

被処分者	住所 氏名 生年月日 年 月 日 生 (歳) 職業															
免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大型	普自二	小特	原付	け引	大型二	中型二	普通二	大特二	け引二	第 号 年 月 日 公安委員会交付	
処理由	被処分者は、 年 月 日 免許試験に合格した者であるが、															
	日時	年 月 日 時 分 ころ														
	場所	において														
	違反状況	道路交通法に定める 違反 (点) をしたものである。														
	違反歴	このほか、これまでに														
		年 月 日					点	停止 () 日								
		年 月 日					点	停止 () 日								
		年 月 日					点	停止 () 日								
		年 月 日					点	停止 () 日								
		年 月 日					点	停止 () 日								
処分点	の違反行為があるので、処分前歴 回、累積点数 点となり、															
拒否事後取消期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間 の運転免許の拒否・事後取消に該当するものである。															
適用法条	道路交通法 第90条 第1項 第5項 第6項							同法施行令 第33条の2 第33条の3 第33条の4								

様式第14号

保留・事後停止第 号
年 月 日

運転免許センター長 殿

行政処分係

運転免許の保留・事後停止報告書

被処分者	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日 生 (歳) 職 業															第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	
処理由	被処分者は、 年 月 日 免許試験に合格した者であるが、															
	日 時	年 月 日 時 分 ころ														
	場 所	において														
	違反状況	道路交通法に定める 違反 (点) をしたものである。														
	違反歴	このほか、これまでに														
		年 月 日							点	停止		() 日				
		年 月 日							点	停止		() 日				
		年 月 日							点	停止		() 日				
		年 月 日							点	停止		() 日				
		年 月 日							点	停止		() 日				
	処 分 点	の違反行為があるので、処分前歴 回、累積点数 点となり、														
	保 留 事後停止 期 間	年 月 日から 年 月 日までの 日間 の運転免許の保留・事後停止に該当するものである。														
	適用法条	第1項 第33条の2 道路交通法 第90条 同法施行令 第5項 第33条の3														

樣式第15号

行 政 处 分 者 台 帳

様式第16号

運転禁止第 号
年 月 日

秋田県公安委員会 殿

運転免許センター長

自動車等の運転禁止報告書

被処分者	国籍 住所 氏名 生年月日 年 月 日 生 (歳) 職業			
国際免許	発給地 発給年月日 運転することができる車両 A・B・C・D・E ()			
処理由	被処分者は、			
	日時	年 月 日 時 分 ころ		
	場所	において		
	運転車両	を運転し、		
	違反状況	道路交通法に定める 違反 (点) をしたものである。		
	違反歴	このほか、これまでに		
		年 月 日		点 停止 () 日
		年 月 日		点 停止 () 日
		年 月 日		点 停止 () 日
		年 月 日		点 停止 () 日
年 月 日			点 停止 () 日	
処分点	の違反行為があるので、処分前歴 回、累積点数 点となり、			
運転禁止期間	日間の自動車等の運転禁止に該当するものである。 (出頭日 年 月 日として呼出予定)			
適用法条	道路交通法 第107条の5 同法施行令 第40条			

秋公委免第
年 月 日

公安委員会 殿

秋田県公安委員会

処分決定通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。

記

住所																								
氏名																								
運転免許の種類	第一種免許	大型	中型	準中型	普通	大型	太自二	普自二	小型	原付	け引	第一種免許	大型	中型	普通	大型	け引	仮免許	大型	中型	準中型	普通		
	型	型	型	通	特	型	二	特	付	引	許	型	型	通	特	引	許	型	型	型	通			
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類																								
	A			B			C			D			E											
処分決定日	年 月 日																							
処分理由	違反行為の発生年月日						違反行為の種別等												点数					
																			点					
																			点					
																			点					
																			点					
																			点					
																			点					
	過去3年以内における前歴の有無及び回数						有無	回	累積点数										点					
過去5年以内における取消歴等の有無						有・無																		
処分内容	<input type="checkbox"/> 免許の取消し <input type="checkbox"/> 免許の効力の停止 日間																							
備考																								

様式第18号

行政処分執行報告書

警察署

呼出月日		月 日	整理番号	
氏 名		年 月 日生		
処 分 別	取 消	欠格期間 年		
	停 止	停止期間 日		
処分年月日		年 月 日 時		

有効期限： 年 月 日 執行者

自宅電話：

勤務先等：

秋公委免第
年 月 日
号

公安委員会 殿

秋田県公安委員会

処分執行通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を執行したので通知する。

記

住所																									
氏名																									
運転免許の種類	第一種免許	大型	中型	準中型	普通	大型	太自二	普自二	小型	原付	け引	第二種免許	大型	中型	普通	大型	け引	仮免許	大型	中型	準中型	普通			
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類																									
	A				B				C				D				E								
処分執行日	年 月 日																								
処分理由	違反行為の発生年月日								違反行為の種別等												点数				
																					点				
																					点				
																					点				
																					点				
																					点				
																					点				
	過去3年以内における前歴の有無及び回数								有無	回	累積点数												点		
過去5年以内における取消歴等の有無								有・無																	
処分内容	<input type="checkbox"/> 免許の取消し(処分年月日 年 月 日)																								
	<input type="checkbox"/> 免許の効力の停止 日間 (処分年月日 年 月 日から 年 月 日まで) 免許の効力の停止処分の短縮 日間(処分最終日 年 月 日)																								
備考																									

様式第20号

秋公委免第 号
年 月 日

公安委員会 殿

秋田県公安委員会

執行依頼処分通知書

住所（居所）

氏名

処分執行依頼書（ 年 月 日付け 第 号）により、貴公安委員会から行政
処分執行依頼を受けた上記の者に対し、行政処分を執行したので通知する。

様式第21号

行政処分関係の免許証出入簿

被処分者氏名		保管確認欄	保管管理責任者
処分内容	日停止 (日短縮)		印
処分年月日	年月日		取扱担当者
保管年月日	年月日		
返還予定年月日	年月日		印
短縮後の返還予定年月日	年月日		
返還年月日	年月日		保管管理責任者
受領者	氏名 ----- 【代理人の場合】 被処分者との関係 氏名	返還確認欄	印
			取扱担当者
			印

様式第22号

整理番号

誓 約 書

年 月 日

秋田県警察本部長 殿

住所

氏名

私は、 年 月 日の交通 違反 事故 により運転免許の効力の停止に該当

することになりましたが、停止処分を猶予していただきました。

今後 1 年以内に交通違反をしたり交通事故を起こした場合は、合計点数に加算されて行政処分を受けることは分かりました。

今後は、交通関係法令を守って安全運転を励行し、再び交通違反・事故を繰り返さないことを誓います。

様式第23号

秋公委免第
年 月 号

公安委員会 殿

秋田県公安委員会

行政処分関係書類送付書

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

記

番号	氏名	免許証番号	発生署	事件番号	発生年月日	違反名

計 件

様式第24号

秋公委免第 号
年 月 日

公安委員会 殿

秋田県公安委員会

処分執行依頼書

住所（居所）

氏名

上記の者は、当公安委員会において処分決定を行った者であるが、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

様式第25号

秋公委免第
年 月 日
号

公安委員会 殿

秋田県公安委員会

処分決定通知・処分執行依頼書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。

記

住 所																								
氏 名																								
運転免許の種類	第一種免許	大型	中型	準中型	普通	大型	大型	普自一	普自二	小特	原付	け引	第一種免許	大型	中型	普通	大型	け引	仮免許	大型	中型	準中型	普通	
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類																								
	A				B				C				D				E							
処 分 決 定 日	年 月 日																							
処 分 理 由	違反行為の発生年月日								違 反 行 為 の 種 別 等										点 数					
																			点					
																			点					
																			点					
																			点					
																			点					
																			点					
	過去3年以内における前歴の有無及び回数								有 無	回				累 積 点 数						点				
過去5年以内における取消歴等の有無								有				・				無								
処 分 内 容	<input type="checkbox"/> 免許の取消し (処分年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 免許の効力の停止 日間 (処分年月日 年 月 日から 年 月 日まで) 免許の効力の停止処分の短縮 日間 (処分最終日 年 月 日)																							
備 考																								

様式第26号

第 号
年 月 日
殿
秋田県警察本部長

弁 明 通 知 書

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので、通知します。

記

弁 明 の 件 名	
予定される不利益 処 分 の 内 容	
根 抱 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法 第103条第1項第 号
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁明書の提出先	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部運転免許センター 行政処分係 電話 018-863-1111 内線 735-
弁明書の提出期限	年 月 日まで
備 考	